

○平成11年から18年までに入居された方へ

平成11年から18年までに入居された方を対象に平成20年度より実施されている、税源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除（経過措置）を受ける場合についても、平成22年度分以降の住民税より、町への申告は原則として不要となります。

・計算方法

①前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額

②移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

控除額＝〔①、②のいずれか少ない金額〕－移譲後の税率の所得税額

この控除額が住民税（所得割）より減額されます。

○住民税の住宅ローン控除の対象とならない主な場合

- ・平成19年及び平成20年に入居の場合
- ・所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合
- ・住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない場合
- ・所得の減少や他の控除により翌年度の住民税がかからない場合 など

### ◆長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の創設

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の特例が創設されました。

【お問い合わせ先】 役場税務課（☎77-3615）又は由岐支所住民室（☎78-2211）

## 税務署からのお知らせ

### 所得税などの確定申告は自分で作成してお早めに

確定申告は正しく期限内に……所得税・贈与税の確定申告は、3月15日(火)が申告・納付の期限です。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は、3月31日(木)が申告・納付の期限です。

申告書はご自分で作成して、できるだけ郵送等で早めに提出してください。

なお、確定申告書の用紙や確定申告書の書き方の手引き等の関係書類は、役場本庁税務課及び由岐支所住民室の窓口にも備え付けてあります(2月上旬以降)のでご利用ください。

### 申告会場は「阿南市商工業振興センター」です

○場所 阿南市富岡町今福寺34-4

阿南市商工業振興センター2階展示ホール(高速バス乗り場・阿南商工会議所の建物)

○期間 平成23年2月1日(火)～平成23年3月15日(火) (土・日・祝日を除く)

(この期間、阿南税務署庁舎内には申告相談会場を設けておりません。)

○受付時間 午前9時～午後4時

※電話でのお問い合わせ及び申告書の郵送等は税務署あてにお願いします。

※税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内が流れますので、その案内に従って、ご用件の番号を選択してください。

### e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

○国税庁HPから電子申告

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、そのままe-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

○最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、最高5,000円の税額控除を受けることができます。(平成19年から平成21年分の確定申告で本控除の適用を1度でも受けた方は本年度の適用を受けることができません。)

○添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送